

## 益子町ランドスケープ計画推進委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 益子町ランドスケープ計画を推進するため、益子町ランドスケープ計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の進捗状況の確認及び推進のための方策の検討に関すること。
- (2) 計画の評価及び見直しに関すること。
- (3) その他計画の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 推進委員会は、12 名以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域住民の代表者
- (3) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員が任期途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第 5 条 推進委員会に、委員長 1 名及び副委員長 1 名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は各 1 名とし、委員の互選とする。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 推進委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 委員長は、推進委員会の議長となる。

(庶務)

第 7 条 推進委員会の庶務は、建設課都市計画係において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が推進委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は令和 3 年 7 月 1 日から施行する。